

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

順調に進んでいる時こそ慎重を期さなければなりません。心が動揺するのはピンチの時ばかりではなく、チャンスの時ほど大きいものです。

どんな時も動揺しそうな心を抑えられる人には本気で信ずるものがあります。それは自分自身です。そのためには信ずるに値する自分を作る懸命な努力が必要です。

幸福も不幸も常に隣り合わせであることを「禍福はあざなえる縄のごとし」と言います。今の状況に一喜一憂せず、今日一日の務めを心を込めて尽くしていけば見えてくるものもあります。

私の書棚より

○新入社員に要求される「コミュニケーション能力」や「チャレンジ精神」は、若者に対する過剰な期待と、中年以上の社員の自信のなさの複合物だと思ふ。

○「マスメディアの時代は終わり、次はネット時代だ」と言われることがある。しかしそれ自体が一つのメディアが世の中をくまなく覆い尽くす、というマスメディア時代の発想だ。実際は、両者が共存していくに過ぎない。

「だから日本はズレている」
古市憲寿著 新潮新書

税務アンテナ

□平成 27 年度から茨城県内の全ての市町村が、事業主に対して従業員の給与から個人住民税を天引き（特別徴収）するよう広報しています。所得税の源泉徴収と同様、個人住民税も徴収した翌月の 10 日までに納付することが地方税法で規定されています。

これまでは普通徴収と特別徴収の選択が認められていましたが、平成 27 年 6 月分から特別徴収が義務づけられます。このため、1 年分の住民税特別徴収納入書が、各市町村から送付される予定です。

なお、従業員が常時 10 人未満の事業所は申請により 12 月 10 日と 6 月 10 日の年 2 回の納付も利用できます。

□保証債務を履行するために資産を譲渡した場合には、譲渡がなかったものとして取り扱うことができますが、保証債務を相続し、その弁済に充てるために相続財産以外の財産を譲渡した場合や、不動産に限らず、株式を譲渡した場合にも適用することができます。

ただし、他に保証人が存在し、求償権が行使できる場合や、債務者が資力喪失の状態で行った債務保証の場合には、この特例は適用することはできません。

しかし、資産を譲渡した者が、譲渡対価を債務の弁済に充て、資力を喪失している場合には、譲渡所得は非課税となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7 月の税務スケジュール

10 日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1~6 月分の源泉税の納付
15 日	○ 所得税予定納税の減額申請
31 日	○ 固定資産税（第 2 期分）納付 ○ 5 月決算法人の確定申告 ○ 所得税予定納税（第 1 期分の納付）

31 日	○ 11 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 8 月、11 月、26 年 2 月決算法人の消費税中間申告 ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	--

今月の贈る言葉『何事も成功するまでは不可能に見えるものである』 by ネルソ・マンデラ